

令和 7 年第 3 回定例会 厚生環境常任委員会議事録

令和 7 年 10 月 17 日(金)

開会 (午前 9:55)

○羽田野孝子委員長

開会宣言。出席委員が 10 名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算 4 件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いしたい。

○高橋副市長

昨日の雨模様とは違い、本日は秋晴れの天気である。本日は補正予算 4 件だが、本会議の審議事項の議第 68 号で、こちらから提案している訪問理容サービスについて少し触れさせていただきたい。私の家は高齢者がおり、当初は床屋まで車で送って髪の毛を切ってもらっていたが、だんだん高齢になって認知が進むと、床屋に行くこと自体がなかなか厳しくなってくる。私の家では床屋が来てくれて髪の毛をカットしてもらうということが非常に助かっており、そういう家庭もあるのではないかと考えているので、ご理解いただきたいと思う。

本日の議題は 4 件ということで審議願いたい。

議第 69 号 令和 7 年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,773 万 3 千円を追加し、その総額を 30 億 374 万 8 千円とするもの。歳出では、第 1 款総務費第 1 項総務管理費において、令和 8 年度より施行される子ども・子育て支援金制度に伴う国民健康保険システム改修に伴う費用を計上した。第 5 款基金積立金において、令和 7 年度の当初予算計上時の基金預け入れ利息が予定より上昇したことにより、差額分を計上した。第 7 款諸支出金では、令和 6 年度の精算分として保険給付費等、交付金返還金及び一般会計繰出金を計上した。第 8 款予備費は、歳入歳出の差額分を計上した。次に歳入では、第 4 款財産収入は、第 4 款基金積立金に関連するもので、利子及び配当金を増額した。第 6 款繰越金で、前年度決算に伴う繰越金を増額した。第 8 款国庫支出金では、第 1 款総務費のシステム改修に関連するもので、国庫補助金を新たに計上した。

質疑

○渡辺栄六委員

この後議第 70 号でも審議されるが、子ども・子育て支援金制度に基づきシステム改修するとのことだが、今回の改修で具体的にどのような機能を新設、変更するのか。

○宮崎市民生活課長

今回の支援金制度でシステム経費と合わせて収納のシステムも変更する予定で、その経費も計上している。

○渡辺栄六委員

現行で使っているシステムとの違いや、モジュール、インターフェース、連携するための処理とか、ルールなども改修するということか。

○宮崎市民生活課長

現在、国民健康保険税の課税システムに、新たに徴収するシステムと一緒に合算して徴収するようシステムを改修する。

○渡辺栄六委員

各自治体がそれぞれシステム改修する業者に依頼して行うことになるが、入札やプロポーザル方式で行うのか、公募要件や評価はどのようになるのか。

○宮崎市民生活課長

各市町村単位で業者に改修の委託を行っている。県内では複数の市町村で集まり委託しているところもあり、その場合はおおもとになる市町村が発注し、各市町村に負担金の分配という形になるが、基本は各市町村単位で、今契約しているベンダーに委託するという形になる。市の基幹系システムは日情システムソリューションズだが、このシステムは構築運営している日情システム以外にプログラムの変更等出来る業者はないので、日情システムと随意契約となる。

○渡辺栄六委員

このシステム料は高額で、決して安いものではない。システム改修することで人件費の削減や色々な経費の削減は考えられるが、行政では様々なシステムを何種類も使っていて、それを全部積み上げると、かなりの高額な費用になる。いくら国県の支出金の中で賄うとはいえる、その辺は見合うようなコスト、委託料というのが大切だと思う。委託料の見積もりなどの根拠、人件費や時間とか技術料、そういういたものも取っているのか。

○宮崎市民生活課長

見積書の内容については、システム改修用のプログラムの料金と、それに対するシステム改修の作業量を計上している。この金額が高額かどうかは、県内どの市町村も業者の見積もりを取り、そのまま計上するということである。当市の基幹系システムの委託料は、他市町村と共同でやってみないかという話で集まった際に、県内でも最安の方であり、日立系は安いのではないかと考えている。今回の委託料についても、県内 16 市町村で調べたが、当市と同程度が 3 市、その他 13 市町村が高額で 50 万以上の差があり、決してこの委託料が高いとは考えていない。

○高橋副市長

随意契約の案件だが、課長専決を超える金額での随意契約となると、課長が見積もりによって契約を進めるということではなく、入札等参加資格審査委員会があり、事務局が財政課となり、私と総務課と財政課が入って、随意契約として果たして適當かどうか、委員会において審査し随意契約を行うことになる。

○渡辺栄六委員

システムなど専門の分野はどうしても、この言葉が適當かどうかわからないが言いなりの価格で、自治体から請負っているようにも取られるのは、私だけの考え方かもしれないが、同じ規模で改修実績のある自治体とか、今回のシステム改修だけではなく、様々なシステムを改修する上で、自治体との比較や、相場水準の調査を行い進めて欲しい。

○渡辺秀敏委員

子ども・子育て支援金制度の内容について確認したい。

○宮崎市民生活課長

子育ての幼児期の学校教育や保育、地域の子育ての支援の拡充や質の向上を進めるためにできた制度であり、今回徴収した額については、國の方だが、児童手当や扶養手当、妊娠・

出産、保育園、育児休業給付や時短勤務、そういうしたものに充てる予定だと国の説明である。

○渡辺秀敏委員

子育ての人が助かると思うが、その財源に関して国から、例えば国民健康保険であれば保険税の中に均等割、平等割、所得割とあるが、それ以外の部分での徴収はあるのか。

○宮崎市民生活課長

徴収の方法だが、今回の子ども・子育て支援制度について、まだ徴収の方法は決まっていない。大体1人当たり月300円くらいで、年間4千円弱程度になるような配分で計算されると考えている。

○小野徳重委員

基幹系システムは他の業者は入れないので、今回は特定の業者と随意契約ということになるが、色々なシステム会社があると思うが、今後もその都度その業者に対して随意契約となるのか。

○宮崎市民生活課長

基幹系システムの改修は、業者の著作権やプログラム内容を開示することができないという話も伺っているので、今後についても随意契約になると考えている。

○小野徳重委員

やはり少しでも金額を安くと考えれば、色々な業者から見積もりを取って選定するべきではないか。基幹系システムを変えない限りずっと同じ形になる。その業者は大体何業者ぐらいあるのか。

○宮崎市民生活課長

私が知るところで5、6社くらいである。県内でも日立系のシステム、村上市と新発田市はNEC、長岡市と6、7市町村は一緒で、もう1つ2つある。基幹系システムの入れ替えでは、前回もプロポーザルにより業者選定を行った。同じ業者だけずっと行っているということではなく、更新の時期に特別な事情がない限り競わせ、システムベンダーを決めているという形である。

○小野徳重委員

やはり競争してもらうと安くできる。安いだけではないが、独占にならないように。更新の時期にはそういった部分を考えて、6業者もあるのであれば突き合わせて、少しでも安くというか、新たなものを入れるべきだろうという考えを持っており、更新の時期に考えてみてほしい。

○高橋晃副市長

根本的な改修の時には当然、今の話のとおり何らかの形で競い、できるだけ安いものをということではあるが、部分的なシステム改修等になった場合、今行っているベンダー以外にできるかというと、できるかもしれないが高額になってしまい、これは随意契約で行わざるを得ない。そういう簡単なシステム改修まで他の業者を使っていますという自治体は、私が知る中ではないと思う。根本的に変える時に、何らかの形で競いながら、新たな事業者と契約することは考えられるが、その期間中は難しいということは理解いただきたい。

○増子達也委員

今回のプログラムと作業量だが、委託内容の作業は実際に市役所に来て行うのか。また端末数は何台繋ぎ改修するのか。

○宮崎市民生活課長

今回の改修は、クラウド方式のため元のプログラムは日情システムソリューションズの山形県にあり、実際の改修作業は主に山形で行う。端末については、大元が変わればこちら側でインターネット環境と同じような感じで開くことができるため、権限が割り振られている職員は使える。台数は5台である。

○増子達也委員

クラウドとなると、実際こっち来てもやることはない。トラブルがあれば来るかもしれない。プログラムの作業料もそうだが、作業の時間とか時間単位で大体相場は決まっているはずである。この246万円が高いか安いかでは、高い風に見える。実際は全部国の補填が入るので、市の財政で何かあることはないが、やはり皆さんも言う通り、ちょっと考えていかなくてはいけない部分もあるのではないかと思う。細かくプログラムで何時間、作業で何時間という積算根拠はあるか。

○宮崎市民生活課長

細かい作業内容はないが、システム作業については 22 人日、収納の方では 7 人日という見積もりが出ている。

○増子達也委員

収納は 7 人で他は。

○宮崎市民生活課長

プログラムで 20、国保側で 20。収納側で 7。

○増子達也委員

プログラムで何かあった場合の責任はどちらか。

○宮崎市民生活課長

責任というか、システム側で取るという形である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 70 号 令和 7 年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,282 万 1 千円を追加し、その総額を 4 億 2,832 万 1 千円とするもの。歳出では、第 1 款総務費第 2 項徴収費において、令和 8 年度より施行される子ども・子育て支援制度に伴う後期高齢者支援システム改修に伴う費用を計上した。第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度精算分として納付金の返還分を計上した。第 3 款諸支出金では、前年度精算分として一般会計繰出金を計上した。第 4 款予備費は、歳入歳出

の差額分を計上した。歳入では、第4款繰越金で、前年度決算に伴い繰越金を増額した。第6款国庫支出金は、歳出第1款総務費のシステム改修に関連し、国庫補助金を新たに計上した。

質疑

○筧智也委員

絶対数的に第69号の国民健康保険と後期高齢者の特別医療会計を考えた場合、国民年金の方の数が多いと認識しているが、改修委託料が後期高齢者の方が高いのは、何か理由等あるか。

○宮崎市民生活課長

見積額をそのまま計上しており、システムの内容はこれくらいの金額であるという内訳までは承知していない。

○筧智也委員

見積の内容を教えていただきたい。

○宮崎市民生活課長

パッケージ、プログラム料が税抜きで217万2千円。システム改修にかかる人工が12人で72万円というところである。

○筧智也委員

先ほどの国民健康保険にあった収納は入っていないことで了解した。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 71 号 令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について

金子福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 4,503 万 7 千円を追加し、歳入歳出の総額を 38 億 3,615 万 1 千円とするもの。第 4 款基金積立金では、前年度事業費の精算に伴い、介護給付費準備基金への積立金を増額するものである。なお、補正予算後の基金積立金の総額は 7 億 7,653 万 8,750 円となる。次に第 5 款諸支出金では、前年度の給付実績により 1 項 1 目償還金で、国及び県の負担金の精算による返還金を計上し、2 項繰出金で精算による一般会計への繰出金を計上した。歳入について、第 6 款財産収入第 1 項財産運用収入は、介護給付費準備基金の預金利子の増額によるものであり、第 7 款繰入金第 1 項一般会計繰入金、第 3 目低所得者保険料軽減繰入金は、前年度の精算により、国、県からの交付額が決定したことによる増額である。第 8 款繰越金では、令和 6 年度決算における繰越額の確定に伴い計上した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 72 号 令和 7 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計補正予算(第 1 号)について

佐藤健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 117 万 2 千円を追加し、その総額をそれぞれ 3,947 万 2 千円とするもの。歳入では、第 2 款繰越金第 1 項第 1 目第 1 節繰越金において、令和 7 年度決算額に伴う前年度繰越金として 117 万 2 千円を増額したもの。歳出では、第 2 款予備費第 1 項第 1 目予備費に、その同額分を増額したものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（10:35）